

令和7年度なら食と農の魅力創造国際大学校学生募集広報業務委託（ホームページ、SNS等）について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和7年2月25日

なら食と農の魅力創造国際大学校  
副校長 森本 勝司

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和7年度なら食と農の魅力創造国際大学校学生募集広報業務委託（ホームページ、SNS等）

### (2) 業務の目的

なら食と農の魅力創造国際大学校の令和8年度及び令和9年度入学の学生募集に向け、フードクリエイティブ学科及びアグリマネジメント学科の学生募集について広く周知する。

### (3) 業務の内容

進学情報専用ホームページ及び進学情報専門誌への情報掲載、進学説明会への出展かDM作成発送代行のどちらか一方、またはその両方及びLINE広告の実施、PR動画の作成に加え大学校の学生募集に効果的なPR業務

### (4) 委託上限額

4,999,500円（消費税および地方消費税の額を含む）

### (5) 業務の仕様等

令和7年度なら食と農の魅力創造国際大学校学生募集広報業務委託（ホームページ、SNS等）説明書（以下、「業務説明書」という。）のとおり。

### (6) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（月）まで

## 2 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 自社又はグループ会社で大学・専門学校の進学情報専用ホームページを開設し、進学情報専門誌を発行していること

(2) 奈良県の競争入札参加資格を有している者

- ①奈良県の競争入札参加資格者名簿に登録している業者
- ②営業種目「Q5 広告・イベント業務」で登録している業者
- ③奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者

(3) 本件業務と同様の業務を実施した実績を有すること

業務説明書のIの2の(1)～(5)の業務内容に示す同様業務について、過去2年間の対象期間内（令和4年4月1日～令和7年2月25日の間で業務が完了しているもの）に大学や専門学校での実績を2件以上有すること。ただし、業務説明書のIの2の(4)の同様業務については、LINE広告以外のSNSでの広告も実績として認めるものとする。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 国税および地方税を滞納していない者であること。

(6) 奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成1

4年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (9) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者および禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等でないこと。
- (10) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (11) 暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (12) 上記(9)および(10)並びにそれらの構成員(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。)を行う法人でないこと。
- (13) 役員等(役員および経営に事実上参加している者。以下同じ。)が暴力団等の利益となる活動を行う法人でないこと。
- (14) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。)を継続的に有している法人でないこと。

### 3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式および記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

### 4 手続等

- (1) 担当部署(書類の提出先および問い合わせ先)

なら食と農の魅力創造国際大学校 総務企画課

TEL 0744-46-9700 (ダイヤルイン)

FAX 0744-46-3370

住所 〒633-0044 奈良県桜井市大字高家2217

- (2) 業務説明書の配布

令和7年2月25日(火)から令和7年3月17日(月)の午後5時までの間に、(1)の担当部署又はなら食と農の魅力創造国際大学校ホームページ(お知らせページ)から入手するものとする。

ただし、担当部署における配布は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月31日奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

- (3) 参加表明書の提出

①提出期限 令和7年3月7日(金)の午後5時まで

ただし、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

②提出先 4の(1)の担当部署と同じ

③提出物

- ・様式 1－1 参加表明書 1部
- ・様式 1－2 同様業務の実績 1部
- ・様式 1－3 進学情報専用ホームページの開設及び進学情報専門誌の発行状況 1部

④提出方法 持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

なお、参加資格を有すると確認された者が6者以上の場合、書類審査を行い、技術提案書の提出者を上位5位まで選定する。非選定者には文書で通知する。

(4) 技術提案書の提出

①提出期限 令和7年3月18日（火）の午後5時まで

ただし、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

②提出先 4の（1）の担当部署と同じ

③提出物および提出部数

- ・様式 2－1 技術提案書 1部
- ・様式 2－2 実施体制 正本1部 副本5部（A4版2ページ以内）
- ・様式 2－3 企画提案 正本1部 副本5部（A4版10ページ以内）
- ・見積書（様式は任意）1部

※副本には、様式内に提出者を特定することができる会社名等（社章やロゴマーク等を含む）を記載しないこと。

④提出方法 持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(5) 質問の受付

業務説明書に示すところによる。

(6) 留意事項

業務説明書に示すところによる。

5 委託事業者の特定

- (1) 技術提案書を評価基準により県が別途設置する審査委員会において審査し、最も高い評価を得た事業者を受託者として特定する。  
ただし、各委員の総得点が6割以上でなければならないこととする。
- (2) 参加表明が1者の場合でも提案書の審査を行う。ただし提案書の評価において、各委員の総得点が6割以上で、かつ委員会の合議により認められた場合のみしか、当該事業者を受託者として特定できないものとする。
- (3) 全評価項目を合計した評価点の最高得点者が複数者いる場合は、以下の優先順位の評価項目で評価点数が高い者に決定する。  
「企画力」合計→「実施体制」合計→「業務コストの妥当性」
- (4) 審査の際、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。実施は3月21日（金）を予定しているが、詳細については技術提案書の提出があった者に別途通知する。なおプレゼンテーションは提出済みの技術提案書のみで実施することとし、当日配布資料は認めない。

## 6 審査結果の公表

5による特定後、審査結果をなら食と農の魅力創造国際大学校ホームページ（お知らせページ）にて公表するものとする。公表する内容は、業務名、受託者、審査年月日、審査結果（応募者数、応募者ごとの実施体制、企画力、業務コストの妥当性の評価項目点数）とする。

## 7 契約の締結

- (1) 5により特定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 本契約の締結にあたっては、令和7年度予算成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じるものとする。そのため本業務に係る県の令和7年度予算が県議会で承認されなかった場合は、契約を締結しないものとし、本プロポーザルによる特定も無効となるので、了承のうえで本プロポーザルに参加すること。

## 8 電子契約の可否

- (1) 可とする。
- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を4の（3）で示す提出期限までに、下記の送付先へ電子メールにより提出すること。  
送付先 : nafic@office.pref.nara.lg.jp

## 9 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された技術提案書は返却しない。
- (3) その他、詳細は業務説明書に示すところによる。
- (4) 本件業務の全部を第三者に委託することは禁止する。
- (5) 本件業務の一部を第三者に委託する場合は、発注者と協議の上、決定することとする。